

●自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業●

自然災害に伴う復旧工事において 特に留意すべきポイント

安全衛生ガイドブック

～台風・豪雨編～



目次

河川・道路の復旧工事における安全衛生対策のポイント

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ① 共通して実施すべき対策……………4 | 4. 車両系建設機械・移動式クレーン等の転倒 ……9 |
| ② 災害事例から見た作業の危険性と対策 | 5. 道路復旧工事でのトラック等による激突 …… 10 |
| 1. 堤防、道路法面の掘削、補修作業中の土砂崩壊 ……5 | ③ 二次災害の防止 |
| 2. 法面での作業中、作業者の転落 ……6 | 1. 土石流による危険（河川復旧工事、砂防工事） … 11 |
| 3. 車両系建設機械・移動式クレーン等との接触、 | 2. 土砂崩壊による危険（道路復旧工事） …… 12 |
| つり荷の落下 ……7 | ④ 季節に応じた注意…………… 12 |

発注者・元請事業者・作業員のみなさまで一丸となって労働災害ゼロを目指しましょう!!

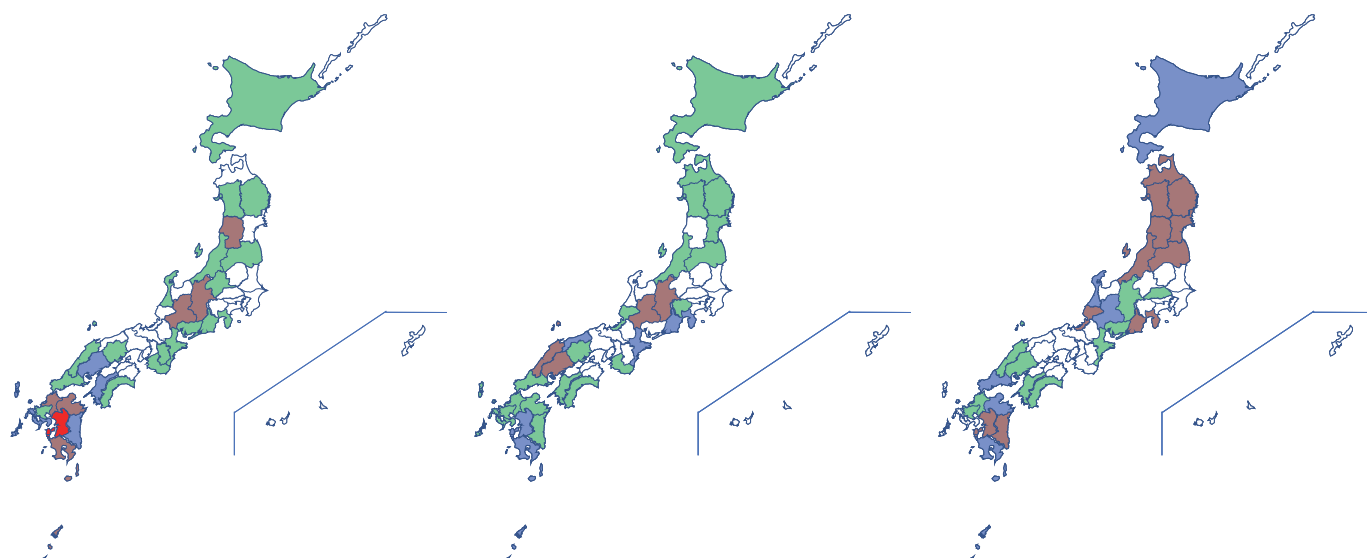
自然災害の発生状況

台風、豪雨、地震などの自然災害は、全国各地で毎年のように発生しています。水害による被害額でも令和元年には、約2兆2,000億円を記録しています。

今後も気候変動の影響による水害のさらなる激甚化・頻発化や直下型地震、日本近海での巨大地震の発生も危惧されています。

このような災害が発生した後の復旧工事については、全国各地で行われています。

令和4年の国土交通省所管の公共土木工事（補助／公園・港湾除く）に限っても、その決定箇所は8,741件、決定額は2,669億円となっています。



令和2年災害

主な災害

7月 令和2年7月豪雨
9月 台風10号

査定決定額上位3県

- 1位 熊本県
- 2位 大分県
- 3位 岐阜県

令和3年災害

主な災害

7月 東海地方・関東地方
南部中心の大雨
8月 前線による大雨

査定決定額上位3県

- 1位 広島県
- 2位 島根県
- 3位 岐阜県

令和4年災害

主な災害

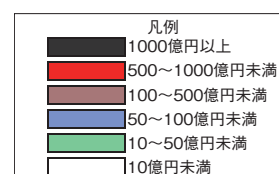
8月 前線による大雨
9月 台風14号・15号

査定決定額上位3県

- 1位 宮崎県
- 2位 静岡県
- 3位 熊本県

参考 都道府県別災害復旧事業災害査定等決定額分布図

（国土交通省「国土交通省水管理・国土保全局所管公共土木施設の災害復旧事業査定結果について」（令和2年～4年）のデータ及び気象庁のHPから作成）

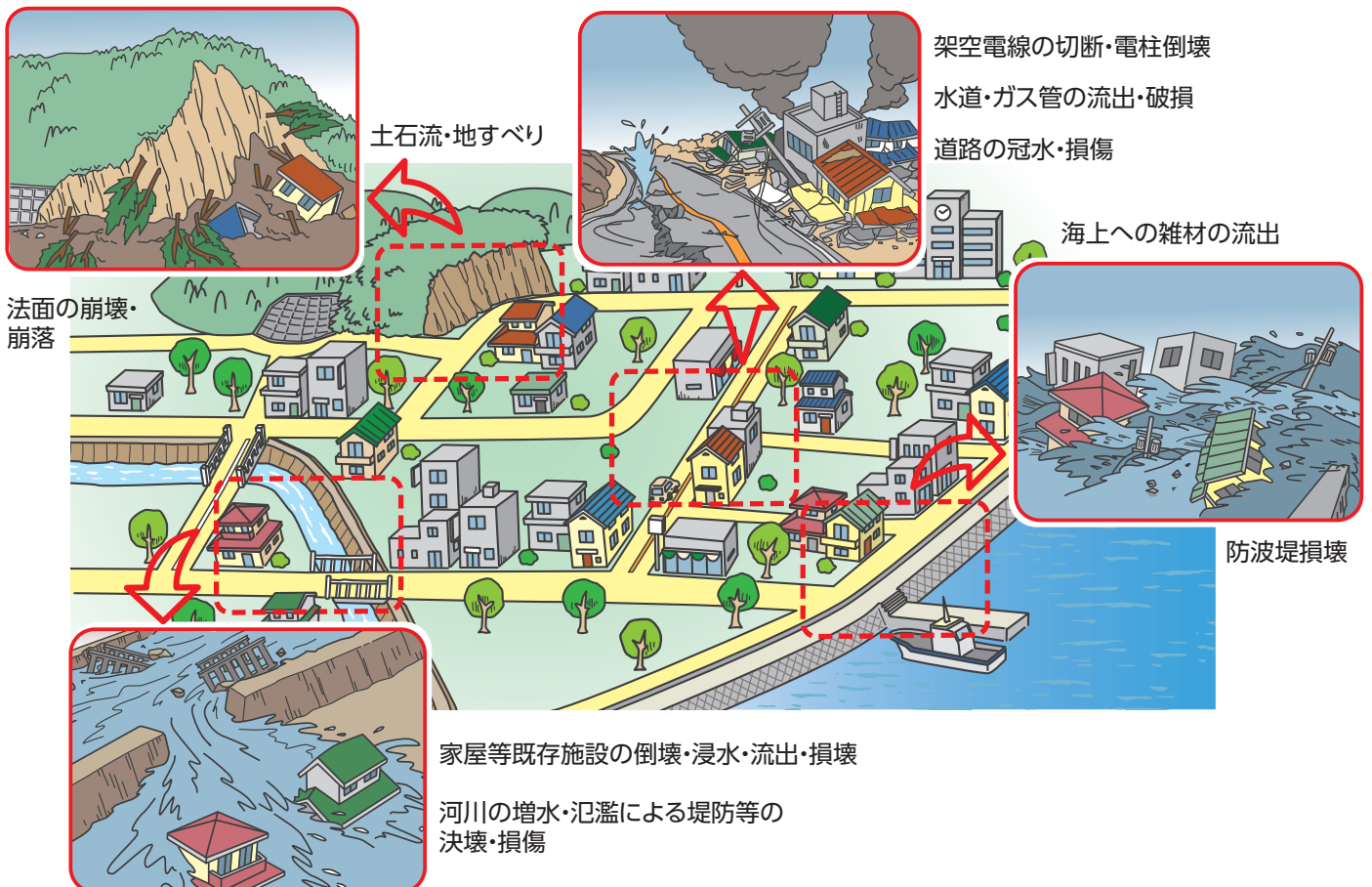


参考 災害をもたらした最近の主な台風・豪雨

令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）
●前線による大雨（8月） 九州北部地方を中心に記録的な大雨。 ●房総半島台風（台風第15号）（9月） 千葉県を中心に記録的な暴風、大雨。広範囲で大規模な停電が発生した。千葉市で最大瞬間風速57.5メートル。 ●東日本台風（台風第19号）による大雨、暴風等（10月） 記録的な大雨、暴風、高波、高潮。 ●低気圧等による大雨（10月） 千葉県と福島県で記録的な大雨。	●7月豪雨 西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨。4日から7日にかけて九州で記録的な大雨。球磨川など大川での氾濫が相次いだ。 ●台風第10号による暴風、大雨等（9月） 南西諸島や九州を中心に暴風や大雨。長崎県野母崎で最大瞬間風速59.4メートル。 ●強い冬型の気圧配置による大雪（12月） 北日本から西日本の日本海側を中心に大雪。群馬県みなかみ町藤原で期間降雪量291センチ。関越道等で多数の車両の立ち往生が発生。	●発達した低気圧及び強い冬型の気圧配置に伴う大雪・暴風（1月） 北日本から西日本の日本海側を中心に広い範囲で大雨・暴風。北陸地方の平地で1メートルを超える積雪。秋田県などで停電発生。 ●東海地方・関東地方南部を中心とした大雨（7月） 東海地方・関東地方南部を中心に大雨。静岡県熱海市で土石流が発生。 ●前線による大雨（8月） 西日本から東日本の広い範囲で大雨。総降水量が多いところで1200ミリを超える。	●前線による大雨（8月） 北海道地方や東北地方及び北陸地方を中心に記録的な大雨。 ●台風第14号による暴風、大雨等（9月） 九州を中心に西日本から北日本の広い範囲で暴風となり、海では猛烈なしけや大しけ。 ●台風第15号による大雨（9月） 東日本太平洋側を中心に大雨。特に静岡県や愛知県で猛烈な雨や非常に激しい雨。

（資料出所：気象庁 HP より抜粋）

台風・豪雨災害の被害



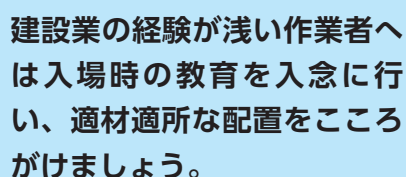
災害復旧工事の特徴

1. 災害復旧現場では、天候の急変等により二次災害の危険があります。
2. 最初のステージでは、応急復旧工事（被害の拡大防止、生活道路の開設、ライフラインの確保等）が行われ、次のステージとして本設計の復旧工事が行われる場合が多くなっています。この場合、事前調査に十分な時間をかけられないため、概略設計で発注されることもあります。
3. 大規模な災害では、広範囲な工事が行われ、工事量の急増に伴って労働者不足、資材不足が課題となります。このような場合、他産業から多くの労働者の新規参入もあるため、そういった方の施工についての技能や安全に関する知識が十分でないことが危惧されます。

保護具などの注意点

台風・豪雨の後には、崩壊した建物や流れてきた樹木、土砂等を撤去する必要があります。

この作業では足もとが極めて悪いことに加え、釘の踏抜きやガラスなどの鋭利なもので手を切ってしまう災害が多く発生しています。作業に合わせた保護具を選び、安全に作業をしましょう。

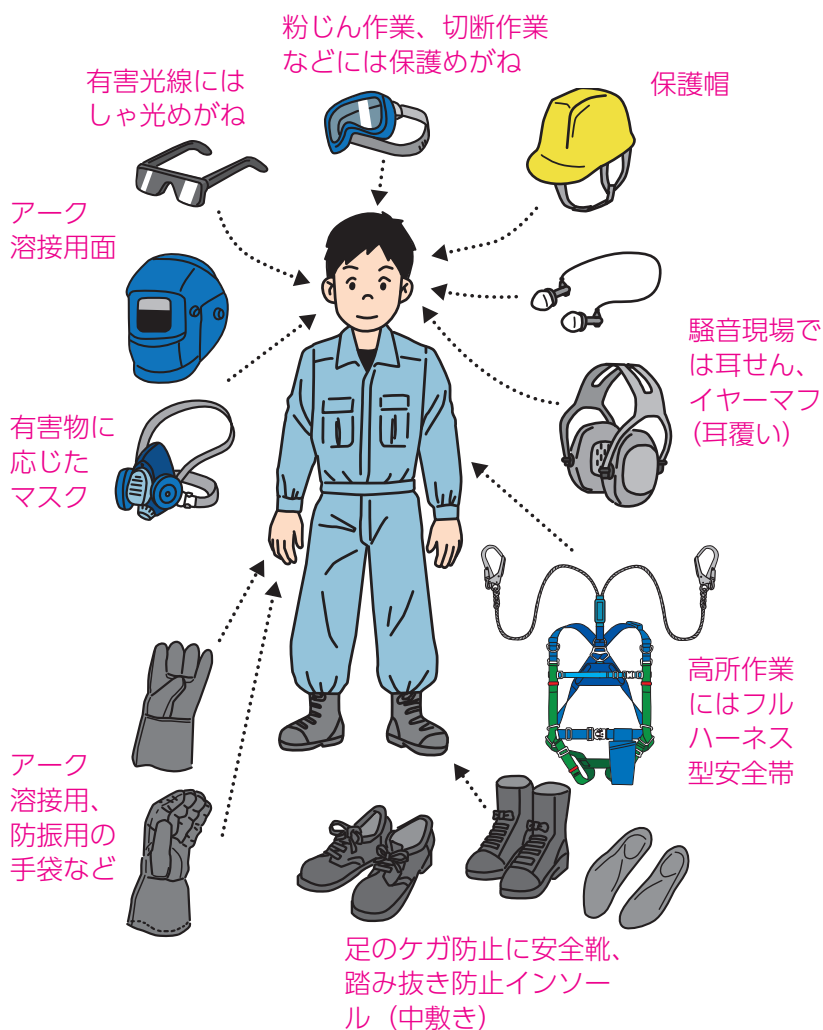


がれきの撤去は不安全・不衛生な環境での作業となることがあります。

ケガをしてしまうと破傷風などになるおそれがあります。

ケガをした際はケガのレベルに応じて適切な処置をしましょう。

このパンフレットで記載されている「安全帯」とは、労働安全衛生法令の「墜落制止用器具」のことです。



自然災害復旧工事において、労働災害が増加することが懸念されることから、安全衛生対策をさらに進めていく必要があります。

1

共通して実施すべき対策

事前調査

- ・ 自然災害の被災状況について調査し、図面化しましょう。
- ・ 作業箇所の地形・地盤状況についての調査・確認をしましょう。
- ・ 調査はドローンを用いて地形測量や動画撮影を行うことも有効です。



リスクアセスメント

- ・ 事前調査結果に基づき、作業箇所の状況と作業特性を考慮してリスクアセスメントを行いましょう。
- ・ リスク低減措置としては、まず作業者ができるだけ関与しない施工方法を考え、設備や機械による対策を講じましょう。



作業計画等

- ・ 事前調査結果に基づき、施工の時期や方法その他について作業の計画を立てましょう。
- ・ 作業計画を立てるときには、リスクアセスメントの結果を考慮しましょう。
- ・ 作業計画には、車両系建設機械の種類・能力、運行経路及び作業方法、移動式クレーンの作業方法・転倒防止の方法等、土砂崩落防止・落石等の防護方法、必要な土止め支保工の設置等を盛り込みましょう。
- ・ 作業計画については、関係請負人や作業者に十分周知しましょう。
- ・ 作業箇所及び周辺の状況に変化がみられる場合には、リスクアセスメント及び作業計画の見直し・検討を行い、計画を変更したときは、関係請負人や作業者に周知しましょう。



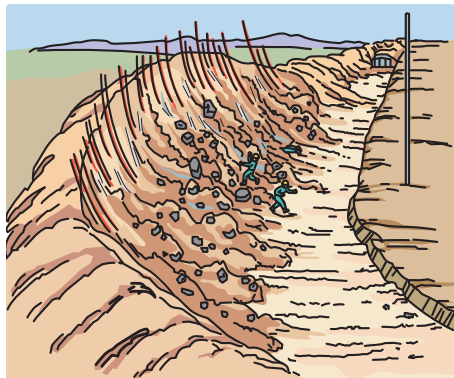
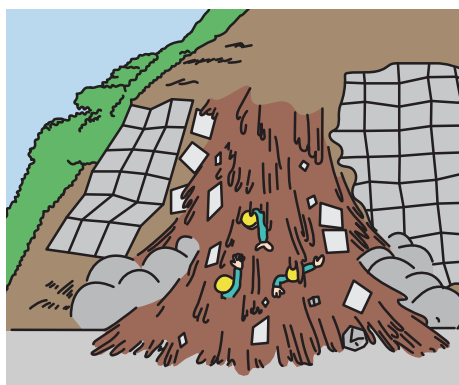
2

災害事例から見た作業の危険性と対策

1. 堤防、道路法面の掘削、補修作業中の土砂崩壊

事例 1

河川工事の法面下部でブロック積作業中に法面が崩壊



事例 2

道路復旧工事で上部が崩落した法面の補修作業中に土砂崩壊が発生

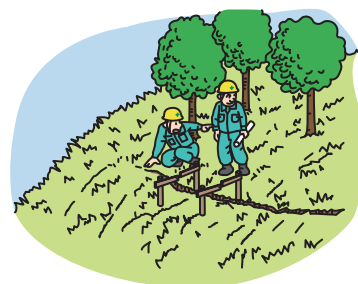


事例 3

道路復旧工事でウッドブロック積作業中に法面が崩壊

対 策

- (1) 共通対策の実施（事前調査、リスクアセスメント、作業計画等）
- (2) 掘削面の高さが 2m 以上の場合には、地山の掘削作業主任者を選任し、作業の直接指揮を行わせます。
- (3) 地山の掘削作業では、点検者を定め、必ず次の時期（注 1 参照）に点検を行います。
 - ア 設計・施工段階別点検
設計時、施工計画時、丁張設置時等
 - イ 日常点検
毎日の作業開始前、大雨時、震度 4 以上後等
 - ウ 変状時点検
亀裂、はらみ等が発生したときなお、斜面の点検者には、安全衛生教育（注 2 参照）を受けさせましょう。



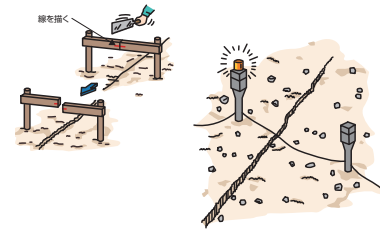
(4) 点検に当たっては次のような方法があります。

ア 斜面の簡易な変動調査方法

斜面の亀裂が動くと、その変動・変化を目視で確認できる簡易な調査方法です。

イ 点検では、適切な点検表（注1 参照）を用いるとよいでしょう。

ウ また、近年は斜面のひずみを検知し、スマートフォン等にその情報を伝える装置もあります。



(5) 地山の崩壊のおそれがある場合は、次の措置を講じましょう。

ア 事前に土止め支保工、ロックボルト、落石防止柵等を設ける。

イ 関係者以外の立入を禁止する。



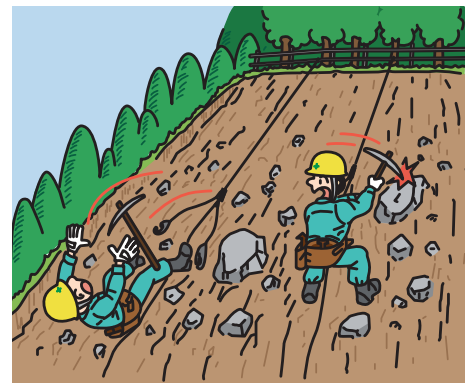
(注1) 「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドラインの策定について」（平成27年6月29日付け基安安発0629第1号）

(注2) 「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」（平成27年6月29日付け基安安発0629第4号）

2. 法面での作業中、作業者の転落

事例4

法面に防護ネット設置のための準備作業中、
法面から転落



対 策

(1) 共通対策の実施（事前調査、リスクアセスメント、作業計画等）

(2) 法面の作業においては、できる限り安全な作業床を設けましょう。

(3) 作業指揮者を定め、作業計画に基づく作業の指揮を行わせましょう。

(4) ロープ高所作業では次の内容を守りましょう。

ア 作業者を支えるメインロープと安全帯を取り付けるライフラインを設け、安全帯を使用する。

イ メインロープ、ライフラインへの支持点は、各最低2点とする。

ウ メインロープ、ライフラインのこすれをゴムホース等で保護する。

エ 作業前にメインロープ、ライフライン、安全帯の点検を行う。

オ 上下作業は禁止する。

カ ライフラインの端末には玉を結ぶ。

キ 一本のライフラインを2人で使用しない。



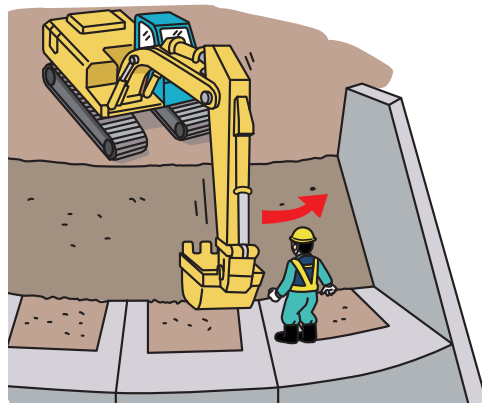
河川・道路の復旧工事における安全衛生対策のポイント

3. 車両系建設機械・移動式クレーン等との接触、つり荷の落下

事例5 ドラグ・ショベルのバケットと擁壁との間にはさまれた



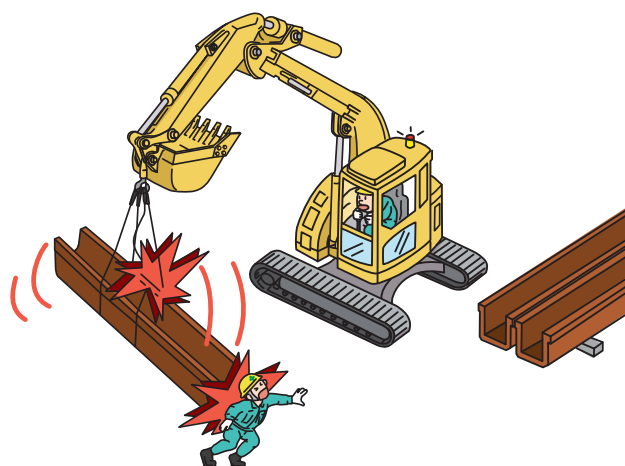
事例6 法面工事中、バケットに激突された



事例7 道路の舗装工事中、タイヤ・ローラーに轢かれた



事例8 ドラグ・ショベル（移動式クレーン仕様）で荷をつり上げ中、荷が落下した



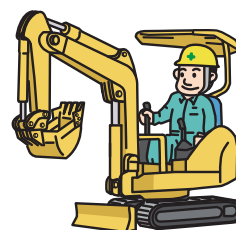
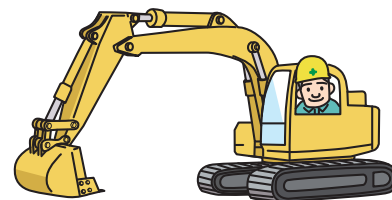
対 策

- (1) 共通対策の実施（事前調査、リスクアセスメント、作業計画等）
- (2) 車両系建設機械（クレーン機能付きのものも含む。）及び移動式クレーンの運転は、次の有資格者が行いましょう。

なお、玉掛け作業には玉掛け作業に係る資格（玉掛け技能講習又は玉掛け特別教育）が必要です。

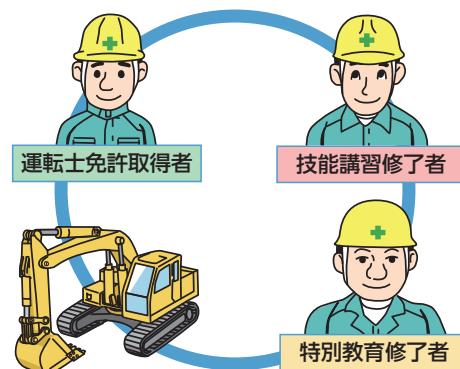
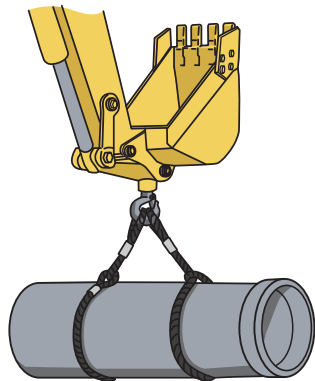
車両系建設機械での運転

- 機体重量 3t 以上「車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）修了者」
- 機体重量 3t 未満「小型車両系建設機械運転特別教育（整地・運搬・積込み用及び掘削用）修了者」

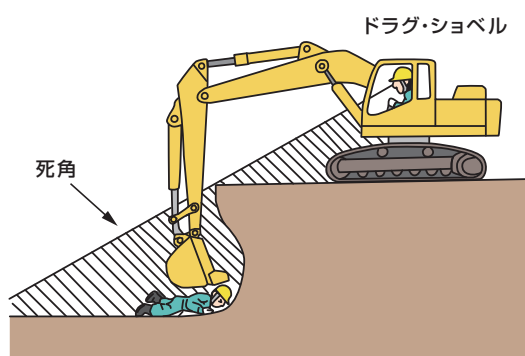


クレーン用途での運転

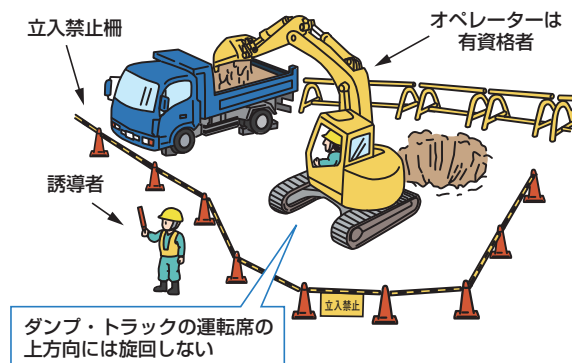
- つり上げ荷重 5t 以上のクレーンの運転は「移動式クレーン運転士免許」
- つり上げ荷重 1t 以上 5t 未満のクレーンの運転は「小型移動式クレーン運転技能講習修了者」
- つり上げ荷重 1t 未満のクレーンの運転は「移動式クレーン運転特別教育修了者」



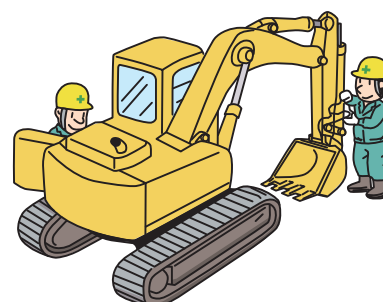
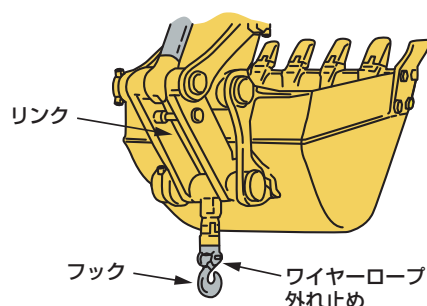
- (3) 車両系建設機械には、運転席のオペレーターからは見えない“死角”があり、接触災害を防ぐため、誘導者を置きます。
- (4) センサーが人や車両を検知して車両を停止させる装置も有効です。
- (5) 危険箇所への立入禁止措置を講じましょう。



※機種によって死角の範囲は変化する。



- (6) 移動式クレーンとして使用する場合、玉掛け用ワイヤロープは点検を行い、基準を満たしたものを使用します。次のいずれかに該当するものは使用できません。
 - ・ワイヤロープ 1 よりの間において素線（フィラ線を除く。以下同じ。）の数の 10% 以上の素線が切断しているもの
 - ・直径の減少が公称径の 7% を超えているもの
 - ・キンクしたもの
 - ・著しい形くずれ又は腐食のあるもの
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行いましょう。
- (8) 月例点検、年次点検を実施しましょう。

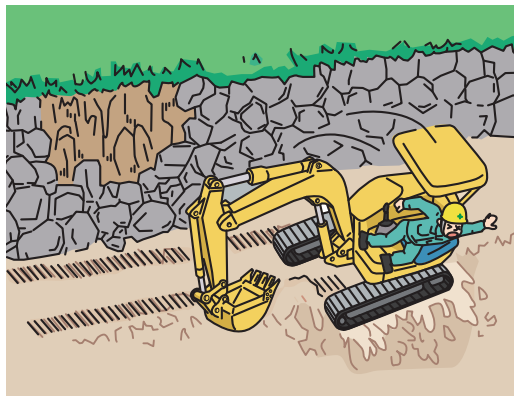


河川・道路の復旧工事における安全衛生対策のポイント

4. 車両系建設機械・移動式クレーン等の転倒

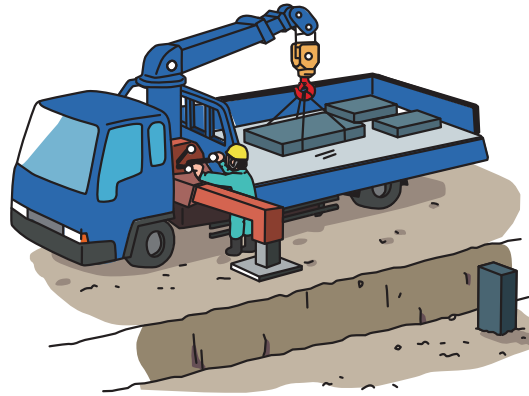
事例9

堰堤の路肩付近でドラグ・ショベルが転倒した



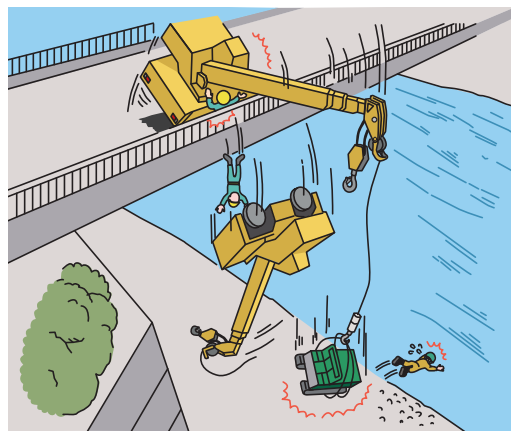
事例10

車両積載型トラッククレーンで荷卸し作業中クレーンが転倒した



事例11

荷卸し中の移動式クレーンが河川に転落した



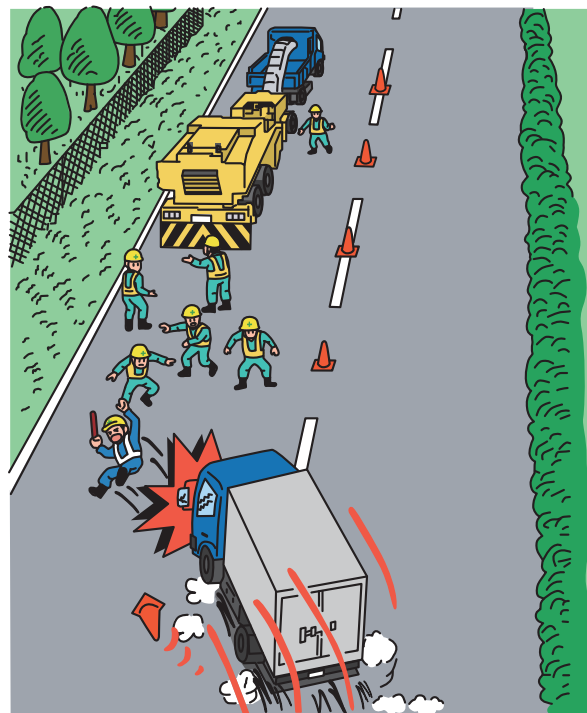
対 策

- (1) 共通対策の実施（事前調査、リスクアセスメント、作業計画等）
- (2) 軟弱な地盤、特に降雨後は、地盤の状況を確認して、必要に応じて敷鉄板の設置や地面固化処理を行いましょう。
- (3) 移動式クレーンのアウトリガーは最大張出しとして、その設置場所に敷板等を設置しましょう。
- (4) 路肩が崩壊し転落する危険のある箇所、接触の恐れのある箇所では、誘導員を配置しましょう。
- (5) 転倒時保護構造を有するドラグ・ショベルを使用し、シートベルトを着用しましょう。
- (6) クレーンの定格荷重の範囲内での作業を守りましょう。

5. 道路復旧工事でのトラック等による激突

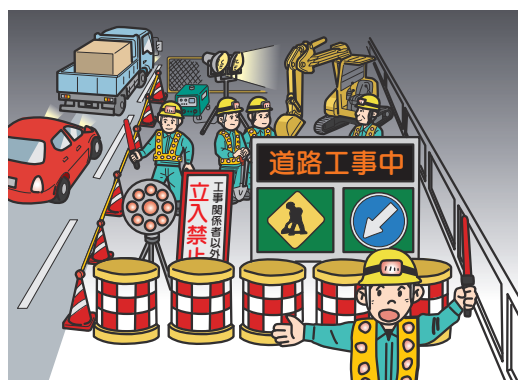
事例12

通行中のトラックが道路上の工事現場に突っ込んだ



対 策

- (1) 共通対策の実施（事前調査、リスクアセスメント、作業計画等）
- (2) 通行中のトラック等の侵入を防ぐため、十分に手前の位置から工事中であることを識別できる看板、矢印板、カラーコーン等を置いて、トラック等を誘導しましょう。
- (3) 作業場所の手前には防護用の作業車、クッションとなるドラムを置くなどの措置を講じましょう。
- (4) 夜間工事では現場での照明を行うとともに作業者は遠くから視認できる安全ベスト（反射チョッキ）を着用し、保護帽にも反射テープ、ヘッドライト等を取り付けましょう。



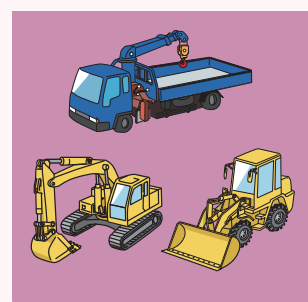
知っていますか？～高度安全機械等導入支援補助金事業～

以下の車両系建設機械に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金が交付されます。

- ・積載形トラッククレーン
- ・油圧ショベル
- ・ホイールローダー



詳細は建災防 WEB サイト「高度安全機械等導入支援補助金事業のご案内」をご覧ください。

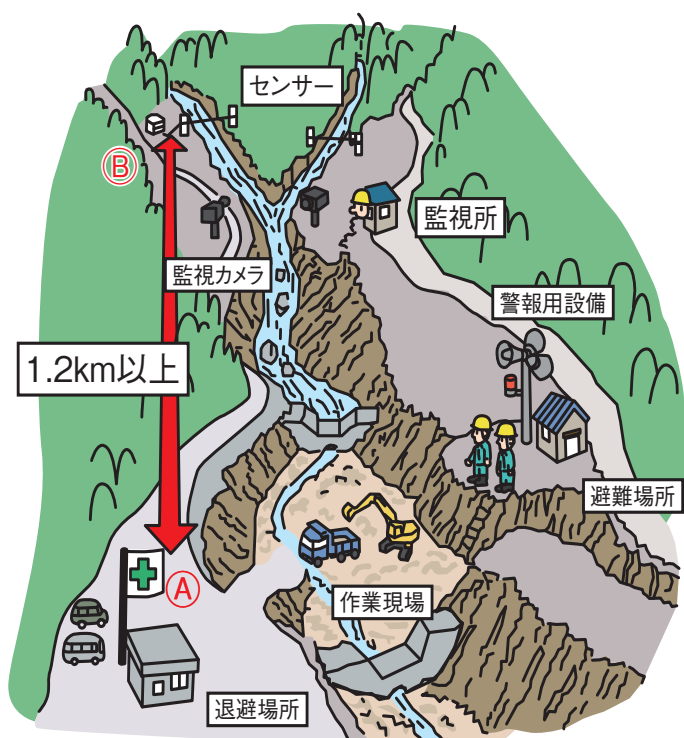


3

二次災害の防止

1. 土石流による危険（河川復旧工事、砂防工事）

河川復旧工事や砂防工事において、土石流の発生する危険のある地域で作業を行う場合、次の対策を講じましょう。



建設現場①から土石流検知器（センサー）②までの距離（L）
 $L = 20\text{m} / \text{秒} \times 60\text{秒} = 1,200\text{m} = 1.2\text{km}$
（警報後の退避完了想定時間を1分（60秒）とした場合）

〈土石流とは〉

豪雨や地震などで山間部の斜面の土砂崩壊が発生し、その土砂、大きな岩石が河川をせき止めます（天然ダム形成）。上流側に水がたまり始め、河川をせき止めていた土砂や大きな岩石が崩れ、たまっていた水とこれらの土砂が一気に流れ下る現象を「土石流」といいます。土石流の流下速度は、時速18～72km（秒速5～20m）とされています。

対 策

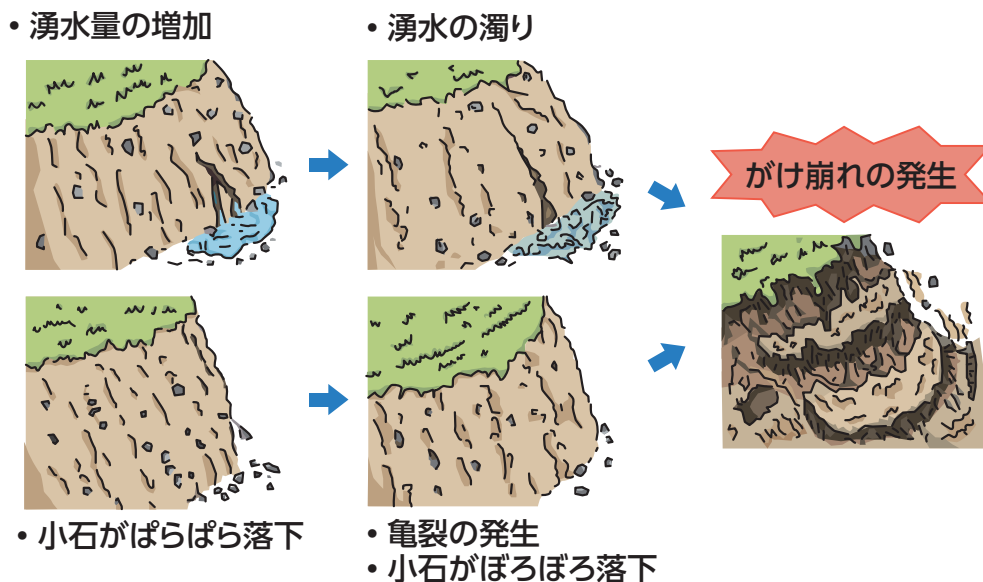
- (1) 土石流の発生検知器（センサー）を設置し、危険を検知した情報を警報設備により瞬時に作業者に伝える機器をあらかじめ設置しておきましょう。
- (2) 仮設階段、登り栈橋、はしご等安全な場所に直ちに避難できるように避難用設備を設けましょう。
- (3) 避難訓練を実施しましょう。避難訓練は、工事開始後遅滞なく1回、その後6月ごとに1回実施しましょう。
- (4) 水位の低下、川の濁り、山鳴り等が見られるときには一時的に避難しましょう。
- (5) 国土交通省や気象庁の情報サイト（キキクルなど）を活用して上流側や現場の気象状況、河川の水位などを把握し、危険の予知につなげましょう。

（参考）「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」（平成10年3月23日付け基発第120号）

2. 土砂崩壊による危険（道路復旧工事）

道路復旧工事等においても崩落した法面の補修作業中に再び土砂崩壊が発生する危険があります。その前兆となる湧水量の増加、濁りや小石の落下、計測による斜面のずれ等がみられるときには、作業を中止して安全な場所に避難しましょう。

〈土砂崩壊発生の前兆例〉



4

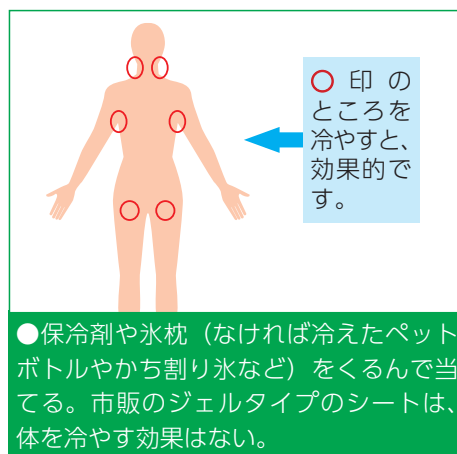
季節に応じた注意

台風が過ぎた後などは急激に気温が高くなることがあります。作業をする際は熱中症に気をつけましょう。

（１）熱中症の分類と症状

分類	症状
I 度 (軽症)	大量の汗、めまい、立ちくらみ、こむら返りなど
II 度 (中等症)	強い疲労感、倦怠感、虚脱感、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢、体温の上昇など
III 度 (重症)	脳神経症状（意識の消失、けいれん、まっすぐ歩けないなど手足の運動障害）＋高体温

（２）熱中症の対応



このような症状が出たときは、重症の熱中症を疑い、作業を直ちに中止して救急車を呼びましょう

- ◇深部体温（直腸温）が高い（38.5℃以上）
 - ・舌下温なら 38.0℃
 - ・腋下温なら 37.5℃
- ◇皮膚が赤い、熱い、乾いている
 - ・全く汗をかかない、触れるととても熱い
- ◇ズキン、ズキンとする頭痛がある
- ◇めまいや吐き気がある
- ◇意識の障害がある
 - ・応答が異常である
 - ・呼びかけても反応がないなど

（３）WBGT 値の活用

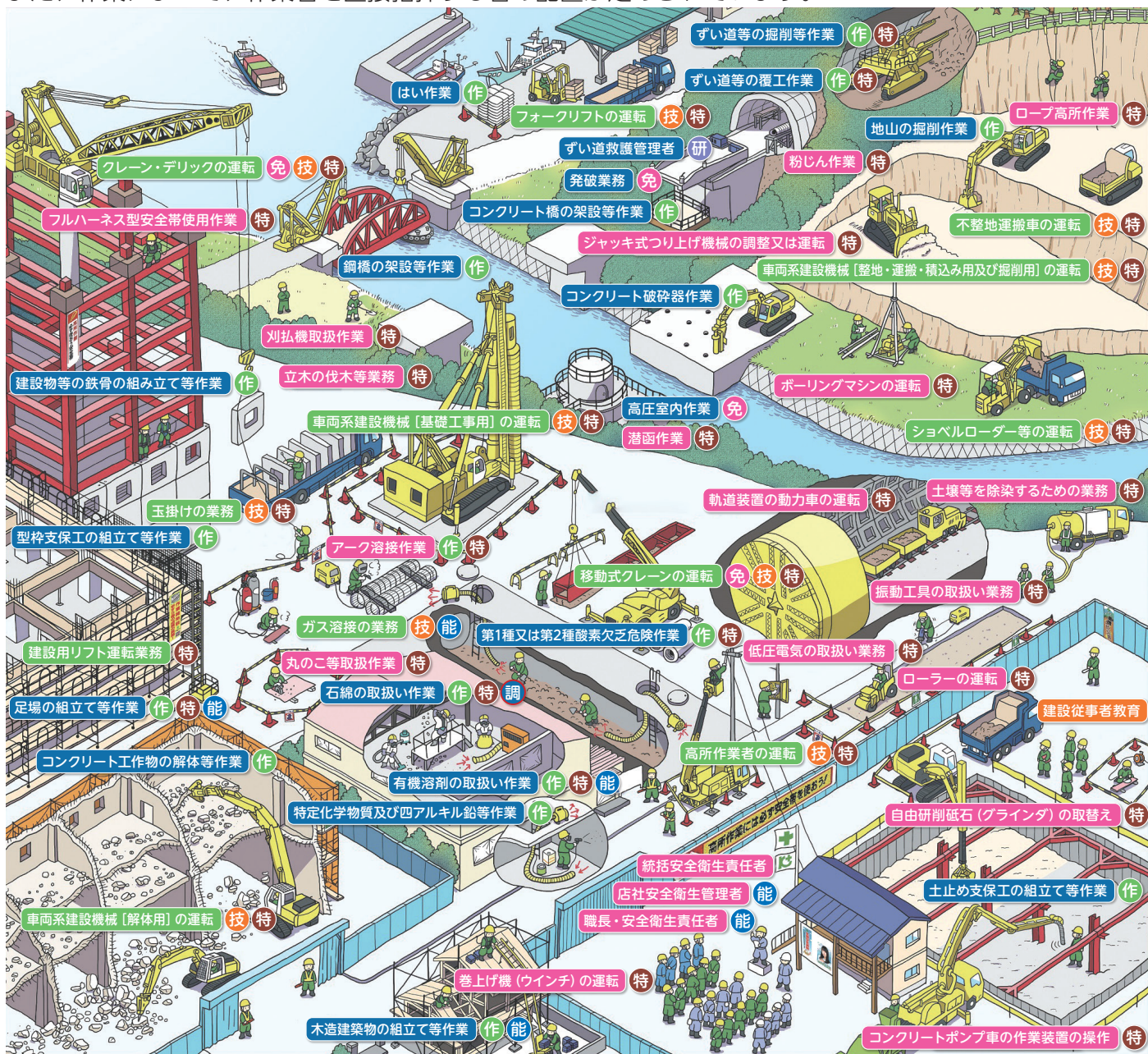
暑さ指数である WBGT 値は気温だけでなく、湿度や輻射熱を考慮しているので、熱中症リスクを把握することができます。

WBGT 値のリスクの区分（例）

注 意	警 戒	厳重警戒	危 険
25℃未満	25℃～28℃	29℃～31℃	31℃以上

建設業で必要な資格

建設現場では様々な建設機械等が稼働しており、法令でそれぞれに必要な資格が定められています。また、作業によって、作業者を直接指揮する者の配置が定められています。



免許取得者

指定試験機関が行う試験に合格し、都道府県労働局長の免許を受けた者です。

技能講習修了者

都道府県労働局に登録された教習機関が行う講習を修了した者です。

特別教育（特別教育に準じた教育等を含む）修了者

各企業（講師の適任者がいない場合には、建災防などの安全衛生団体）が法令で定められた一定のカリキュラムに基づいて行う教育を修了した者です。（特）の場合には、行政通達に基づく「特別教育に準じた教育」が含まれています。

作業主任者

労働災害を防止するため、安全衛生管理を必要とする作業では、都道府県の労働局長の免許を受けた者又は登録教習機関が行う技能講習を修了した者の中から作業主任者を選定し、作業員を直接指揮することが必要です。

能力向上教育修了者

初任時教育に加え、能力向上教育を修了した者です。

建築物石綿含有建材調査者

建築物等の解体または改修の作業を行う際、石綿等の使用の有無について事前調査を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者などです。

ICT の活用

ICT（情報通信技術）の活用により、危険有害業務の低減や、作業負荷の軽減、新たな危険状況（残留リスク）への対応等ができます。

ICT 活用事例

- ・モニター付きのドラグ・ショベル
- ・ドローンの活用
- ・遠隔からの測量
- ・作業者のスマホに危険箇所などの画像送付
- ・地盤沈下を GPS 計測
- ・ドローンによる定点観測を行い、3次元データ化
- ・重機の自動化



建災防 WEB サイトでは「労働災害防止のための ICT 活用データベース」を公開しています。ぜひ参考にしてください。



気象情報の収集

二次災害を防止するためには気象情報を収集することが重要です。

河川や山間部の工事では、作業を行っている場所だけでなく、河川の上流の天気もチェックするなど、広域の気象状況を把握しましょう。

キキクル（危険度分布）

- ・気象庁公表の危険度分布のマップ
- ・土砂災害、浸水害、洪水などの情報を確認できる。
- ・危険度の高まりをスマートフォンへプッシュするサービスもある。



安全衛生支援をご利用してみませんか

現場指導・
安全衛生教育
無料!!

建設業労働災害防止協会（建災防）では、「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」を実施しています。

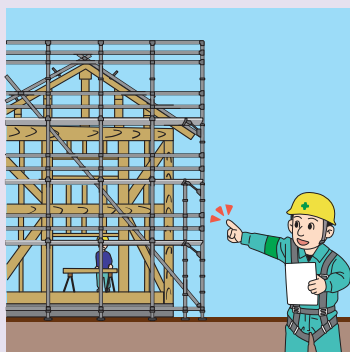
建災防では東日本大震災以降の被災地での安全衛生活動の支援を長きにわたり行ってきました。そのノウハウを活用し、震災だけでなく、台風・豪雨等の自然災害からの復旧・復興工事や防災・減災工事（以下「自然災害関連工事」という。）に従事するみなさまを中心に、現場指導と安全衛生教育を無料で行っています。

この指導は経験豊富な安全衛生専門家の指導員が皆様の現場や事業所に出向き、実施しています。詳細は建災防 WEB サイト又は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

現場パトロール

自然災害関連工事の現場にて、現場パトロールを行います。パトロールはチェックシートを用い、その場で安全のアドバイスを行います。

【対象】 自然災害関連工事の現場



安全衛生教育

- ・基礎的な教育
 - ・管理監督者向けの教育
- の2種類を実施しています。

【対象】 自然災害関連工事に従事する作業員又は現場管理者、自然災害発生時に応急復旧工事や本復旧工事に従事すること

が見込まれる作業員又は現場管理者、発注機関など



お問い合わせは次の各支援センターまたは本部支援センターまで

支部支援センター名	所在地	電話番号	FAX 番号
北海道	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西4-1 札幌国際ビル3階	011-261-6187	011-211-6331
青森	〒030-0803 青森県青森市安方2-9-13 青森県建設会館1階	017-773-6200	017-773-6201
岩手	〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	070-4129-2065	019-653-6113
宮城	〒980-0824 宮城県仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階	022-224-1797	022-265-5604
秋田	〒010-0951 秋田県秋田市山王4-3-10	018-823-5499	018-865-2306
山形	〒990-0024 山形県山形市あさひ町18-25 山形県建設会館1階	023-642-3033	023-641-2590
福島	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター3階	070-4129-2067	024-522-4513
茨城	〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター3階	029-300-4638	029-300-4639
栃木	〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内	028-639-3133	028-639-3806
群馬	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館1階	027-252-1669	027-253-1776
埼玉	〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館3階	048-862-2542	048-862-9764
千葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル4階	043-225-8524	043-225-9818
東京	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階	03-3551-5372	03-3551-0488
神奈川	〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町2-22 建設会館2階	045-201-8456	045-201-7735
新潟	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館2階	025-285-7141	025-285-7144
富山	〒939-3545 富山県富山市水橋入部町字元禄4-62	076-478-4900	076-478-5090
石川	〒921-8036 石川県金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター6階	076-244-7146	076-244-7265
福井	〒910-0853 福井県福井市城東4-12-21 福井地区建設業会館内	0776-24-1197	0776-21-8094
山梨	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階	055-221-8810	055-228-8882
長野	〒380-0824 長野県長野市南石堂町1230 長建ビル2階	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	〒500-8382 岐阜県岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3743	058-276-6848
静岡	〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-1080	054-272-6034
愛知	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館4階	052-242-4441	052-242-4440
三重	〒514-0003 三重県津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館1階	059-227-5922	059-225-7011
滋賀	〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
京都	〒604-0944 京都府京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645 京都建設会館本館	075-231-6587	075-251-0058
大阪	〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館2階	06-6941-2961	06-6941-4885
兵庫	〒651-2277 兵庫県神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館2階	078-997-2323	078-997-2327
奈良	〒630-8241 奈良県奈良市高天町5-1 奈良県建設会館2階	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通北1-1-8 和歌山県建設会館2階	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	〒680-0022 鳥取県鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	〒690-0048 島根県松江市西嫁島1-3-17	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	〒700-0827 岡山県岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館1階	086-225-4132	086-225-5392
広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー2階	082-228-8250	082-211-3499
山口	〒753-0074 山口県山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-3743	083-923-7252
徳島	〒770-0931 徳島県徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター内	088-622-3113	088-652-7609
香川	〒760-0026 香川県高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階	087-821-5243	087-821-5229
愛媛	〒790-0002 愛媛県松山市二番町4-4-4	089-943-5330	089-933-0168
高知	〒780-0870 高知県高知市本町4-2-15 高知県建設会館2階	088-822-0321	088-822-0513
福岡	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館3階	092-483-5101	092-483-5103
佐賀	〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2779	0952-26-2789
長崎	〒850-0874 長崎県長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階	095-820-7755	095-820-7744
熊本	〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館内	096-371-3700	096-364-2020
大分	〒870-0045 大分県大分市城崎町3-3-41	097-538-0745	097-538-0323
宮崎	〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館4階	0985-20-8610	0985-20-8504
鹿児島	〒890-8512 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター3階	099-257-9211	099-257-9214
沖縄	〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館5階	098-876-5273	098-876-1198

